

平成 28 年度の認定看護師教育基準カリキュラムから排尿自立指導料の所定の研修として認められることとなりました。

平成 28 年度研修生から「排泄自立指導料」算定要件・施設基準を満たすことができます。

下部尿路機能障害を有する患者に対して、病棟でのケアや多職種チームの介入による下部尿路機能の回復のための包括的排尿ケアについて評価する。

(新) 排尿自立指導料 200点 (週1回)

[主な算定要件]

- ① 対象患者：尿道カテーテル抜去後に、尿失禁、尿閉等の下部尿路機能障害の症状を有する患者 尿道カテーテル留置中の患者であって、尿道カテーテル抜去後に下部尿路機能障害を生ずると見込まれる者
- ② 算定回数：週 1 回、計 6 回を限度として算定する。排尿ケアチーム及び病棟の看護師等のいずれか一方しか関与しなかった週は算定できない。
 - 1) 下部尿路機能障害の症状（尿失禁、尿閉等）を有する患者の抽出
 - ・ 排泄自立の可能性の評価
 - 2) 下部尿路機能評価のための情報収集
 - ・ 排尿日誌
 - ・ 残尿測定 等
 - 3) 下部尿路機能障害を評価し、排尿自立に向けた計画策定
 - ・ 包括的排尿ケアの計画
 - 4) 包括的排尿ケアの実施、評価
 - ・ 排尿誘導
 - ・ 生活指導
 - ・ 排尿に関する動作訓練
 - ・ 薬物療法 等

[施設基準]

- ① 以下から構成される排尿ケアチームが設置されていること。
 - 1) 下部尿路機能障害を有する患者の診療について経験を有する医師
 - 2) 下部尿路機能障害を有する患者の看護に従事した経験を 3 年以上有し、所定の研修（16 時間以上）を修了した専任の常勤看護師
 - 3) 下部尿路機能障害を有する患者のリハビリテーション等の経験を有する専任の常勤理学療法士
- ② 排尿ケアチームは、対象患者抽出のためのスクリーニング及び下部尿路機能評価のための情報収集等の排尿ケアに関するマニュアルを作成し、保険医療期間内に配布するとともに、院内研修を実施すること。

*平成 23 年度～平成 27 年度受講した修了生については、「排泄自立指導料」における必要なフォローアップ研修受講修了書をもって基準を満たすことができます。

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
A 226-02	緩和ケア診療加算	400点 (1日につき) ※特定地域 200点	専従の常勤看護師 専従の緩和ケアチームの設置	● 緩和ケア
				● がん性疼痛看護
				● がん化学療法看護
				● 乳がん看護
				● がん放射線療法看護
				○ がん看護
A 230-04	精神科リエゾンチーム加算	300点 (週1回)	専任の常勤看護師 精神科リエゾンチームの設置	● 認知症看護
				○ 老人看護
				○ 精神看護
A 233-02	栄養サポートチーム加算	200点 (週1回) ※特定地域 100点	専従または専任の看護師 栄養管理に係るチームの設置	● 摂食・嚥下障害看護
A 234-02	感染防止対策加算1	400点 (入院初日)	専従または専任の看護師	● 感染管理
				○ 感染症看護
A 236-00	褥瘡ハイリスク患者ケア加算	500点 (入院中1回) ※特定地域 250点	専従の看護師 褥瘡管理者として配置	● 皮膚・排泄ケア

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料：厚生労働省 特掲診療科の施設基準等

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
A 242-00	呼吸ケアチーム加算	150点 (週1回)	専任の看護師 呼吸ケアチームの設置	● 集中ケア
				● 新生児集中ケア
				● 救急看護
				● 小児救急看護
				● 慢性呼吸器疾患看護
				○ 急性・重症患者看護
A 247	認知症ケア加算1	14日以内の期間 150点(1日につき) 15日以上の期間 30点(1日につき)	専任の常勤看護師	● 認知症看護
				○ 老人看護
				○ 精神看護
B 001-20	糖尿病合併症管理料	170点 (月に1回限り)	専任の常勤看護師	● 糖尿病看護
				● 皮膚・排泄ケア
				○ 慢性疾患看護

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料:厚生労働省 特掲診療科の施設基準等

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当	
				●認定看護師	○専門看護師
B 001-23	がん患者指導管理料1	500点 (1回に限る)	専任の看護師	●	緩和ケア
				●	がん性疼痛看護
				●	がん化学療法看護
				●	がん放射線療法看護
				●	乳がん看護
				●	摂食・嚥下障害看護
				●	皮膚・排泄ケア
				○	がん看護
	がん患者指導管理料2	200点 (6回に限る)	専任の看護師	○	精神看護
				●	緩和ケア
				●	がん性疼痛看護
				●	がん化学療法看護
				●	がん放射線療法看護
				●	乳がん看護
○	がん看護				
○	精神看護				

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料:厚生労働省 特掲診療科の施設基準等

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
B 001-24	外来緩和ケア管理料	300点 (月1回) ※特定地域 150点	専従の看護師 専従の緩和ケアチームが設置	● 緩和ケア
				● がん性疼痛看護
				● がん化学療法看護
				● 乳がん看護
				● がん放射線療法看護
				○ がん看護
B 001-27	糖尿病透析予防指導管理料	350点 (月1回) ※特定地域 175点	専任の看護師	● 糖尿病看護
				● 透析看護
				○ 慢性疾患看護
B 005-9	排尿自立指導料	200点 (週1回)	専任の常勤看護師	● 皮膚・排泄ケア
				● 脳卒中リハビリテーション看護*

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料:厚生労働省 特掲診療科の施設基準等

*脳卒中リハビリテーション看護認定看護師の算定要件について

・H28年度以降の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程修了者は算定可能。

・平成21年度～27年度の脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程修了者は「脳卒中リハビリテーション看護認定看護師教育課程 排尿自立支援に関するフォローアップ研修」の修了証と併せて算定可能。

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師
C 005	在宅患者訪問看護・指導料3	1,285点(月1回) 真皮を越える褥瘡の状態にある在宅療養中の患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	● 皮膚・排泄ケア
C 005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料3	1,285点(月1回) 真皮を越える褥瘡の状態にある在宅療養中の患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	褥瘡ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	
C 013	在宅患者訪問褥瘡管理指導料	750点 (6カ月以内2回) 多職種から構成される褥瘡対策チームが、褥瘡ハイリスク患者(在宅での療養を行っているものに限る。)であって既に真皮まで(DSIGN分類d2以上)の褥瘡がある患者に対し、カンファレンスと定期的なケア等を実施した場合	在宅褥瘡対策チームの設置 保険医、管理栄養士、看護師又は連携する他の保健医療機関等の看護師が共同して、褥瘡管理に関する計画的な指導管理を行う	
C 005	在宅患者訪問看護・指導料3	1,285点(月1回) 在宅療養中の悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	● 緩和ケア
				● がん性疼痛看護
				● がん化学療法看護
				● 乳がん看護
C 005-1-2	同一建物居住者訪問看護・指導料3	1,285点(月1回) 在宅療養中の悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っている患者であって通院が困難なものに対して、医療機関等の専門性の高い看護師と訪問看護ステーションの看護師が同一日に訪問した場合	緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師を訪問させて、他の保険医療機関の看護師等又は訪問看護ステーションの看護師等と同一日に看護又は療養上必要な指導を行う	● がん放射線療法看護
				○ がん看護

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料:厚生労働省 特掲診療科の施設基準等

認定看護師・専門看護師による診療報酬の算定と配置要件

区分番号	診療報酬項目	点数	配置要件	研修要件該当 ●認定看護師 ○専門看護師	
J 022-5	持続的難治性下痢便 ドレナージ	50点 (開始日)	急性期患者の皮膚・排泄ケアを実施するための適切な知識・技術を有する医師又は看護師が便の回収を持続的かつ閉鎖的に行う危機を用いて行った場合に算定する	●	皮膚・排泄ケア
				●	救急看護
				●	集中ケア
K 939-3	人工肛門・人工膀胱 造設術前処置加算	450点	術前の画像診断や触診等により、腹直筋の位置を確認した上で、適切な造設部位に術前に印をつけるなどの処置を人工肛門のケアに従事した経験を5年以上有する看護師等であって、人工肛門のケアにかかる適切な研修を修了したものが、手術を実施する医師とともに術前に実施した場合に算定する	●	皮膚・排泄ケア

※特定地域

医療提供体制の確保の状況に鑑み別に厚生労働大臣が定める地域に所在する保険医療機関であって、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出たものについては、規定する届出の有無にかかわらず、算定できる。

参考資料:厚生労働省 特掲診療科の施設基準等